

Client Alert

15 December 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先：



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



ヨン・オルノルフソン
外国法事務弁護士／パートナー
03 6271 9455
jon.ormolfsson@bakermckenzie.com



鈴木 康祐
パートナー
03 6271 9698
kosuke.suzuki@bakermckenzie.com

CCSに係る制度的措置の在り方（中間とりまとめ案） の公表

CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）の社会実装に向けて、経済産業省において、2022年1月から「CCS長期ロードマップ検討委員会」が開催され、2023年3月に最終とりまとめが公表された¹。また、2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」においても、法整備の検討について早急に結論を得て、制度的措置を整備することとされていた²。これらを踏まえて、経済産業省は、2023年9月から審議を開始し、2023年12月15日、「CCSに係る制度的措置の在り方について 中間とりまとめ（案）」を公表した³。これにより、日本政府が考えるCCS事業に関する法制度（以下「CCS事業法」）の概要が明らかとなったため、本稿ではその概要を紹介する。

1. 規制対象

CCSのバリューチェーンには、①分離・回収、②輸送、③貯留と3つのセクターが存在する。このうち、CCS事業法の対象は、②輸送及び③貯留とされ、①分離・回収に係る事業規制の必要性は将来的な検討課題とされた。

2. 貯留事業に係る法制

2.1 試掘権及び貯留権の創設並びに許可制

CO₂の貯留を第三者が妨害することを防ぎ、また、資金調達を円滑化するため、試掘や貯留を行う区域を独占的かつ排他的に使用できる権利（試掘権及び貯留権）を設定し、その権利を物権（みなし物権）とする。試掘及び貯留事業は経済産業大臣の許可制とし、許可を得た上で試掘権及び貯留権を設定する。また、地層の探査についても許可制とする。

2.2 試掘権及び貯留権の設定手続

試掘権及び貯留権の設定手続は、以下のプロセスによる公募制とする。

- (i) 経済産業大臣が、CO₂を永続的に貯留することができる貯留層が存在する、又は存在する可能性がある区域を「特定区域」に指定し、特定区域において試掘・貯留を希望する者を公募する。
- (ii) 事業者は、当該特定区域において試掘権・貯留権の設定を受けようとする範囲（試掘区域・貯留区域）を特定した上で、国に許可を申請する。

¹https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ccs_choki_roadmap/20230310_report.html

²<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>

³https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/carbon_management/004.html

(iii) 国は、申請のあった者が、技術的能力や経理的基礎を有しているか、既存の鉱業権等を侵害しないかなど、一定の基準から審査し、事業者を選定し、関係都道府県知事に協議をした上で、許可を行う。

但し、既にその区域に石油・天然ガス開発等の鉱業権者の鉱区が存在し、引き続き、当該鉱業権者が当該区域において CO₂ の貯留事業を行おうとする場合には、特定区域の指定や公募手続を経ずに、貯留権等の許可を取得することができる制度とする。

2.3 貯留事業の実施に関する計画

CCS 事業者は、事業着手前に、貯留事業の実施の方法や保安措置等についての計画を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。事業者は、この計画に即して貯留事業を行う義務を負い、国は、必要に応じて変更を命じることができる。

2.4 モニタリング

貯留事業者に対しては、貯留された CO₂ のモニタリングが義務付けられる。その具体的内容については、引き続き検討される。

2.5 貯留事業の規律を確保するための措置

貯留事業者に対して、① 正当な理由なく、CO₂ の貯留依頼を拒むことを禁止するとともに、② 特定の排出者に対する差別的取扱いの禁止、③ 料金その他の条件の届出等の事業規制を課す。

貯留に必要な地上設備の保安の確保や地下の井戸の掘削・CO₂ 貯留作業における安全等の確保のために必要な措置等の保安規制を新たに体系的に整備する。

CO₂ を排出する事業者の利益の保護に支障が生ずるおそれがある場合や、保安上の必要がある場合などの一定の場合には、必要に応じて、経済産業大臣が貯留事業者に対して、業務改善命令等を発動し、その事業を適正化する仕組みを整備する。

2.6 CO₂ の所有権

貯留された CO₂ の所有権については、貯留事業者や CO₂ 排出者等の関係事業者間の契約において取り決めることが原則となる。CO₂ の所有権の取り決めは、経済産業大臣に届け出る「料金その他の条件」において記載することを要し、経済産業大臣は、例えば、貯留された CO₂ の所有権が貯留事業者に移転されているなど、貯留事業の安定的な遂行の観点から問題がないかどうかを確認する。

2.7 貯留事業終了後の管理業務等の在り方

貯留事業場の管理業務等については、貯留事業終了後、一定期間が経過した後、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に移管する仕組みとする。但し、この管理業務等の移管に当たっては、事業終了後から一定期間が経過し、CO₂ の挙動の安定性や貯留事業場の適切な原状回復の完了など、一定の要件を満たすと経済産業大臣が認める場合に限り、これを認める。



また、貯留事業場の管理業務等の移管は、貯留事業者の債権・債務について JOGMEC が承継することを意味しない。万が一、移管後に CO₂ の漏洩等が発生し、これに伴って何らかの損害賠償責任が発生した場合には、民法の原則に従い、その事態を発生させた原因者がその責任を負担する。

2.8 貯留事業終了後の管理業務等に充てるための資金確保

CO₂ の貯留を停止した後に貯留事業者が行う必要があるモニタリング業務等に要する資金に充てるため、貯留事業者に対して、必要な引当金を予め積み立てることを義務付ける。また、JOGMEC が行う貯留事業場における長期的な管理業務等に要する資金に充てるため、貯留事業者に対して、必要な金銭を JOGMEC に拠出することを義務付ける。

2.9 貯留事業に起因する損害の賠償

適切な被害者救済の観点から、貯留事業に特有の事象に伴って第三者が損害を被った場合には、貯留事業者に対して、故意・過失によらず賠償責任（無過失責任）を課す。

3. 輸送事業に係る法制

パイプラインによる輸送事業を実施する事業者には、①正当な理由なく、CO₂ の輸送依頼を拒むことを禁止するとともに、②特定の CO₂ 排出者に対する差別的取扱いの禁止、③料金その他の条件の届出等の事業規制を課す。加えて、技術基準の適合・維持義務や工事計画の届出、使用前検査・定期自主検査、保安規程の整備と届出等、新たに体系的に保安規制を措置する。また、必要に応じて、経済産業大臣が導管輸送事業者に対して、業務改善命令等を発動し、その事業を適正化する仕組み等も整備する。

なお、船舶や車両による CO₂ 輸送については、現時点では、CCS 事業法の規制対象としない。

4. 公益特権

貯留事業や導管輸送事業も、日本におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、一定の公益性が認められる事業であることから、これらの事業の円滑化を図るため、土地の立ち入り等の特例措置を講ずるべく、調整を進める。

5. 今後の検討課題

CCS 事業の支援制度の在り方については、諸外国の支援措置を参考に、検討する。また、海外での CCS 事業の推進に向けた環境整備についても検討を加速する。海外プロジェクトにおける貯留権益の取得に関して、JOGMEC によるリスクマネー供給等によるプロジェクト支援を通じて、日本企業の権益取得を支援する。また、二国間クレジット制度（JCM）における CCS を含むプロジェクトの組成促進や CCS 由来の国際的なクレジット制度の立ち上げを支援することで、クレジット制度を通じた排出量取引を実現すべく、検討を進める。

以上